

訪問介護サービス重要事項説明書

〈令和6年4月1日現在〉

1 事業所の概要

法人名	社会福祉法人 貴船会
事業所名	ヘルパーステーション大観苑
所在地	別府市鉄輪東8組
提供サービス	訪問介護
事業所番号	4470201221
管理者	副苑長 樽谷 公司
サービス提供責任者	溝部 由美子／三苫 寿枝
連絡先	0977-67-8625
サービス提供地域	別府市 大分市 日出町 杵築市

2 事業所の職員体制

(訪問介護)

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名		事業の総括	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	2名		サービス提供責任者	2名
従事者	介護福祉士	3名	2名	ヘルパー業務	5名
従事者	ヘルパー2級	1名	2名	ヘルパー業務	3名
従事者	初任	0名	2名	ヘルパー業務	2名
事務職員		1名		事務業務	1名

3 営業時間 8:30~17:30 (電話等により24時間対応可)

4 利用料および負担金

サービス区分	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	以後30分 増すごとに
身体介護	1.630円	2.440円	3.870円	5.670円	+820円

サービス区分	20分以上 45分未満	45分以上 70分未満
生活援助	1.790円	2.200円

サービス区分	身体30分 +20分以上 45分未満	身体30分 +45分以上 70分未満	身体30分 +70分以上
身体生活混合	3.090円	3.740円	4.390円

- ・身体介護に引き続き生活援助を行う場合、所要時間が 20 分から起算して 25 分増す毎に 650 円加算します。(最大 1.950 円)

サービス区分	1 回につき
通院等乗降介助	970 円

- * 初回加算 2.000 円
- * 緊急時訪問介護加算 1.000 円
- * 特定事業所加算 (Ⅱ) 所定の単位数に 10.0%加算
- * 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)
 - ・ サービス費に各種加算減算を加えた 1 月あたりの総単位数に 13.7%加算
- * 介護職員特定処遇改善加算 (Ⅰ)
 - ・ サービス費に介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) を除く各種加算減算を加えた 1 月あたりの総単位数に 6.3%加算
- * 介護職員等ベースアップ等支援加算
 - ・ 基本報酬に処遇改善加算及び特定処遇改善加算以外の加算、減算を加えた単位数に 2.4%加算
- * 6 : 00 ~ 8 : 00, 18 : 00 ~ 22 : 00 は早朝・夜間帯加算 (25%増し)
- * 22 : 00 ~ 6 : 00 は深夜帯加算 (50%増し)

《負担金》

介護保険の適用がある場合は、介護保険対象サービスの利用者の負担割合に応じた額が自己負担金となります。ただし、介護保険の適用がない場合や介護保険での給付の範囲を超えた利用料は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担金となります。

5 その他の費用

交通費…通常の実施地域 (別府市・大分市・速見郡・杵築市・由布市) 以外の場合は別途協議させていただきます。

バスやタクシーでの外出介助にかかるヘルパーの乗車料金はその都度、利用者様でお支払いいただきます。

6 キャンセル料

利用者様の都合でサービスをキャンセルされる場合は、前日までにご連絡ください。緊急やむを得ない場合を除き、次のキャンセル料を申し受けます。

サービス前日までのキャンセル	無	料
サービス当日のキャンセル	負担金の 50%	

連絡先 (電話) : 0977-67-8625

7 支払方法

集金、または月末締め、翌月 27 日に金融機関からの口座引き落としとさせていただきます。

8 注意事項

- ヘルパーは医療行為や年金等金銭の取り扱いは出来ません。
(生活援助として行う買い物等に伴う小額の取り扱いは可能です。)
- ヘルパーは介護保険の制度上、ご家族に対する援助等や日常生活に必要なでない事は出来ません。(ご家族の食事や洗濯、特に日常生活に必要なでない家事など)
- ヘルパーは、利用者を自家用車に便乗させることは出来ません。
- ヘルパーに対する贈り物や飲食などのもてなしは、いっさい遠慮させていただきます。

9 緊急時の対応方法

サービス提供中に様態の変化等があった場合、事前の打ち合わせにより
主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所へ連絡いたします。
(別紙参照)

10 相談窓口、苦情対策

- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で承ります。

お客様相談窓口	電話番号	0977-67-8625	副 苑 長	樽谷 公司 (社会福祉士)
	F A X 番号	0977-67-7222		
				溝部 由美子

- 次の公的機関においても、苦情申し出等が出来ます。

大分市介護保険課	所在地	大分市荷揚 2-3-1
	電話番号	097-534-6111 (代表)
別府市介護保険課	所在地	別府市上野口 1-15
	電話番号	0977-21-1111 (代表)
速見郡介護保険係	所在地	日出町 2974-1
	電話番号	0977-73-3111 (代表)
杵築市介護保険係	所在地	杵築市大字 377 番地 1
	電話番号	0978-62-3131 (代表)
由布市保険係	所在地	由布市庄内町柿原 302
	電話番号	097-582-1111 (代表)

大分県国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地	大分市大手町2丁目3番12号 (市町村会館内)		
	電話番号	097-534-8470		
	FAX番号	097-537-8650		

1 1 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 貴船会 大観苑			
代表者名	理事長 樽谷 壽生			
所在地	別府市鉄輪東8組			
電話番号	TEL 0977-67-8668 FAX 0977-67-7222	TEL 0977-67-7878 FAX 0977-67-7222	TEL 0977-67-8625 FAX 0977-67-7222	TEL 0977-67-8618 FAX 0977-67-7222
業務の概要	・認知症対応 共同生活介護 事業	・通所介護事業 ・介護予防、日常 生活支援総合事業	・訪問介護事業 ・介護予防、日常 生活支援総合事 業 ・障害者総合支援 事業 身体障害者 知的障害者 精神障害者 移動支援 同行援護	・居宅介護支援事 業
事業所数	4ヶ所			

個人情報保護に対する基本方針

1. 基本方針

社会福祉法人貴船会は、当法人が扱う個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報の保護を図ることを宣言いたします。

2. 個人情報の適切な収集、利用、提供の実施

- (1) 個人情報の取得に際して、利用目的を特定して通知または公表し、利用目的に従って、適切に個人情報の収集、利用、提供を行ないます。
- (2) 個人情報の収集、利用、提供にあたっては、本人の同意を得るようにします。
- (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて適切な管理を行います。

3. 安全性確保の実践

- (1) 当法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程類を明確にし、必要な教育を行ないます。
- (2) 個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ評価・見直しを行い、継続的な改善に努めます。

4. 個人情報保護に関するお問い合わせ窓口

当法人が保有する個人情報についての質問やお問い合わせ、あるいは、開示、訂正、削除、利用停止等の依頼について、以下の窓口で受付致します。

個人情報相談窓口

グループホーム大観苑	電話	0977-67-8668
デイサービスセンター大観苑	電話	0977-67-7878
ヘルパーステーション大観苑	電話	0977-67-8625
居宅介護支援センター大観苑	電話	0977-67-8618

社会福祉法人 貴船会 個人情報利用目的

社会福祉法人貴船会では、ご利用者さまの尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、ここに利用目的を特定します。あらかじめご本人様の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う事はいたしません。

【 ご利用者様への介護サービスの提供に必要な利用目的 】

当介護関係事業所内部での利用目的

- ・ 当該事業所がご利用者さま等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用に係る当該事業所の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
- －当該ご利用者さまの介護サービスの向上

他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ・ 当該事業所がご利用者さま等に提供する介護サービスのうち
 - －ご利用者さまに居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －通院・診察、入退院等に係る医療機関との連携、照会への回答
 - －その他の業務委託
 - －ご家族さま等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【 上記以外の利用目的 】

当介護関係事業所内部での利用に係る利用目的

- ・ 当該事業所の管理運営業務のうち
 - －介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当該事業所において行われるボランティア、学生等の実習への協力
 - －当該事業所において行われる事例研究

他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ・ 当該事業所の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

年 月 日

契約に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

事業所 〈事業者〉 社会福祉法人 貴船会
ヘルパーステーション大観苑
〈住所〉 大分県別府市鉄輪東8組
〈代表者〉 理事長 樽谷 壽生 印

〈説明者〉

サービス提供責任者 氏名 _____ 印

7 本書面により、事業者から重要事項の説明を受けるとともに、訪問介護サービスの利用開始及び個人情報の使用について同意しました。

利用者 〈住所〉 _____
〈氏名〉 _____ 印

署名代行人 (または法定代理人)
〈住所〉 _____
〈氏名〉 _____ 印
〈利用者との続柄〉 ()

家族等 〈住所〉 _____
〈氏名〉 _____ 印
〈利用者との続柄〉 ()